

目次

○ 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）	1
○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	8
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	11
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	12
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	13
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 （平成十八年法律第七十七号）（抄）	14
○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	14
○ 郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抄）	16
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	16

○国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現在ある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの  
その宿泊している施設
- 二 病院又は診療所に引き続き三月以上入院し、又は入所している者  
その病院又は診療所
- 三 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの  
その生活の本拠
- 四 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者  
その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 五 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者  
その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院
- 二 この政令において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。
- 三 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。
- 四 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。

- 一 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者
- 二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舍に住居のある単身者
- 三 前二号に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり
- 四 前三号に該当しない単身者
- 五 この政令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
- 六 この政令において「世帯主」とは、世帯（第四項第三号の規定による世帯を除く。）を主宰する世帯員をいう。
- 七 この政令において「世帯の代表者」とは、第四項第三号の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

（調査時）

第三条 国勢調査は、これを実施する年の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

（調査事項等）

第五条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第五条第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第一号ト、チ、リ及びヨに掲げる事項を除く。）を調査する。

一 世帯員に関する事項

- イ 氏名
- ロ 男女の別
- ハ 出生の年月
- ニ 世帯主との続柄
- ホ 配偶の関係
- ヘ 国籍

ト 現在の住居における居住期間

チ 五年前の住居の所在地

リ 在学、卒業等教育の状況

ヌ 就業状態

ル 所属の事業所の名称及び事業の種類

ヲ 仕事の種類

ワ 従業上の地位

カ 従業地又は通学地

ヨ 従業地又は通学地までの利用交通手段

二 世帯に関する事項

イ 世帯の種類

ロ 世帯員の数

ハ 住居の種類

ニ 住宅の床面積

ホ 住宅の建て方

2 前項の調査票の様式は、総務省令で定める。

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第六条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。

3 国勢調査員の担当地域は、市町村長が指定した第八条の規定による調査区の区域とする。

4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

- 5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る調査票その他の調査関係書類の作成その他これに附帯する事務を行う。
- 6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

(調査区の設定及び修正)

- 第八条 市町村長は、国勢調査を実施する年の前年の十月一日現在により、総務省令で定める基準により当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により設定した調査区について、調査時まで市町村の境界変更が行われた場合又は調査時まで生じた総務省令で定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。
- 3 前二項に規定するもののほか、調査区の設定及び修正に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(調査の方法)

- 第九条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、次に掲げる方法のいずれかにより行う。
  - 一 国勢調査員又は第六条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集すること。
  - 二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び市町村長が直接世帯から当該調査票の提出を受けること
- 2 世帯員の不在等の事由により前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が同項の期間内において第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入することにより国勢調査を行うことができる。

(報告の義務及び方法)

- 第十条 国勢調査に当たっては、当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項のうち、同項

第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、又は当該調査票を直接市町村長に提出し、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

(未調査等の場合の措置)

第十一条 第四条に規定する者（以下「調査対象者」という。）について、第九条第一項の規定による調査が行われなかつたとき又は同条の規定による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、関係市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、関係市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査票等の提出等)

第十二条 国勢調査員等は、市町村長に対し、その定める期限までに、当該国勢調査員等が収集し、又は第九条第二項の規定により記入した調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

2 市町村長は、その定める期限までに、前項の規定により市町村長に提出された調査票その他の調査関係書類及び第十条第三項の規定により直接市町村長に提出された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

(立入り及び質問)

第十三条 法第十五条第一項の規定による行政機関の長の権限に属する事務のうち、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項について、その職員に、必要な場所に立ち入り、関係者に質問させる権限に属するものは、前条第三項の規定による審査及び記入を行うに当たり、市町村長が行うこととする。

2 市町村の職員は、前項の規定に基づき法第十五条第一項の規定により必要な場所に立ち入り、関係者に質問をするに当たっては、関係者の生活又は業務の平穩に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

3 第一項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政機関の長に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(結果の公表等)

第十四条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(連絡等に関する事務)

第十五条 都道府県知事は、第十二条第三項又は第四項の規定によるもののほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務

二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務

三 国勢調査の広報に関する事務

四 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務

五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

六 第十二条第三項若しくは第四項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他同条第三項若しくは第四項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

2 市町村長は、第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで又は第十三条第一項の規定によるもののほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務

二 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞令書の交付に関する事務

三 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び費用の交付に関する事務

四 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務

五 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務

六 国勢調査の広報に関する事務

七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

八 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで若しくは第十三条第一項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで若しくは第十三条第一項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第十六条 第十二条第三項及び第四項並びに前条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 2 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項並びに前条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2・3 （略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二・三 （略）

5 （略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 〽 12 （略）

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を

行い、国勢統計を作成するものとする。

- 3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

- 3 (略)

(統計調査員)

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(地方公共団体が処理する事務)

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(命令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
- 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項

の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 (略)

2 (略)

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二・三 (略)

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

「地方公共団体の法人格及び事務」

第二条 (略)

② ～ ⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 (略)

⑩ ～ ⑰ (略)

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	(略)
<p>国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）</p>	<p>一 第十二条第三項及び第四項並びに第十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務</p> <p>二 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項並びに第十五条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務</p>
(略)	(略)

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

〔専修学校〕

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実的生活中に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

〔各種学校〕

第三百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他

の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

②・③ （略）

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 3 6 （略）

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもへの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 3 10 （略）

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 3 5 （略）

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 三 (略)

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(事業の許可)

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便業務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合



する信書便物の配達の方法

- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

○郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抄）

第四条（事業の独占）（略）

- ② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③・④（略）

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 3 4（略）